

国土利用計画法（抜粋）

（昭和四十九年六月二十五日法律第九十二号）

最終改正：令和二年六月十日法律第四十三号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

第二章 国土利用計画

（国土利用計画）

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（全国計画）

第五条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

（全国計画と他の国の計画との関係）

第六条 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

（都道府県計画）

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

(市町村計画)

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に關し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

第三章 土地利用基本計画等

(土地利用基本計画)

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- 一 都市地域
- 二 農業地域
- 三 森林地域
- 四 自然公園地域
- 五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かなければならない。

11 国土交通大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。

14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

第七章 審議会等及び土地利用審査会

(審議会等)

第三十八条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に關し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

2 審議会等の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

東京都国土利用審議会条例

平成11年東京都条例 第125号
改正 平成16年東京都条例 第59号
改正 平成17年東京都条例 第152号

(設置)

- 第1条 知事の附属機関として東京都国土利用審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 審議会は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第1項の審議会等の有する権限を行う。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、答申する。
一 東京都国土利用計画に関する事項
二 区市町村が当該区市町村の区域について定めた国土の利用に関する計画についての助言又は勧告に関する事項
三 東京都土地利用基本計画に関する事項
四 国土調査法(昭和26年法律第180号)の規定による事項
五 前各号に掲げるもののほか、東京都の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関する重要な事項

(組織)

- 第3条 審議会は、27人以内の委員をもって組織する。
2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
一 学識経験を有する者 14人以内
二 特別区及び市町村の長を代表する者 3人以内
三 東京都議会の議員 7人以内
四 特別区及び市町村の議会の議長を代表する者 3人以内
3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
4 臨時委員は、知事が任命する。

(委員の任期等)

- 第4条 前条第2項第一号の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議期間とする。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置く。
2 会長は、第3条第2項第一号の委員のうちから、委員の互選によって定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
2 会長は、審議会の議長となる。
3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 東京都総合開発審議会条例(昭和26年東京都条例第1号)

二 東京都国土利用計画地方審議会条例(昭和49年東京都条例第120号)

附 則(平成16年条例第59号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第152号)

1 この条例は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(平成17年法律第89号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成17年12月22日)

2 この条例による改正前の東京都国土利用開発審議会条例第1条第1項に規定する東京都国土利用開発審議会並びにその委員及び臨時委員は、この条例による改正後の東京都国土利用審議会条例第1条第1項に規定する東京都国土利用審議会並びにその委員及び臨時委員となり、同一性を持って存続するものとする。

東京都国土利用審議会運営規則

平成18年1月27日
審議会会長決定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都国土利用審議会条例（平成17年東京都条例第152号）第8条の規定に基づき、東京都国土利用審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催の通知)

第2条 会長は、審議会を開催しようとするときは、やむを得ない場合のほか、開催日の7日前までに、議案を添えて、日時及び場所を委員及び当該議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。

(欠席)

第3条 委員等は、前条の規定による開催の通知を受けた場合において、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(議席)

第4条 委員等の議席は、あらかじめ会長が定める。

(議事日程)

第5条 議長は、議案の審議順序等を記載した議事日程を作成し、委員等に配付するものとする。
2 議長は、必要があると認めるときは、議案の審議順序を変更することができる。

(議事の順序)

第6条 議事は、次の順序により行うものとする。

- 一 議題の宣言
- 二 議案の説明
- 三 質疑応答
- 四 討論
- 五 採決

(委員等以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者を審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(発言の制止等)

第8条 議長は、議事の整理上必要があると認めるときは、発言を制止し、又は議事を中止することができる。

(退席)

第9条 委員等は、開催中退席しようとするときは、その旨を議長に申し出なければならない。

(会議の公開)

第10条 審議会の会議は、公開とする。
ただし、議長が特に必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
2 前項ただし書きに関する事項その他会議の公開に必要な事項は、議長が審議会に諮って定める。

(議事録)

第11条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- 一 審議会の開催年月日
- 二 出席した委員等の氏名
- 三 議事日程
- 四 議事の内容
- 五 その他、審議会の経過に関する事項

2 議事録は、これを公開する。

ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号の一に該当するときは、この限りでない。

(特別委員会)

第12条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、その議決により、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員等は、会長が指名する。

3 特別委員会に委員長を置き、委員長は特別委員会に属する委員の互選によって定める。

4 委員長に事故があるときは、特別委員会に属する委員のうちから、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 特別委員会は、委員長が招集する。

6 特別委員会は、特別委員会に属する委員等の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 委員長は、特別委員会の議長となる。

8 特別委員会の議事は、出席した特別委員会に属する委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 委員長は、特別委員会の調査審議が終了したときは、調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

10 第2条から前条までの規定は、特別委員会に準用する。この場合において「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「特別委員会」と、「委員等」とあるのは「特別委員会に属する委員等」と読み替えるものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めのない事項は、会長が定める。

附 則 この規則は、議決の日から施行する。

東京都国土利用審議会の会議の公開に関する取扱要綱

令和4年3月30日

審議会会長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都国土利用審議会運営規則（平成18年1月27日議決）第10条第2項の規定に基づき、東京都国土利用審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開原則)

第2条 審議会の会議は、これを公開する。

ただし、次の各号の一に該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- 一 会議において取り扱う情報が、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号の一に該当するとき。
- 二 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害される恐れがあると認められるとき。

(非公開の決定方法)

第3条 議長は、前条ただし書に該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議開催の事前公表)

第4条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、遅くとも会議開催の日の1週間前までには公表する。

- 2 前項により公表する内容は、会議名、日時、場所、議題、傍聴者の員数並びにその他必要な事項とする。

(傍聴者の員数)

第5条 傍聴者の員数は、会議場の状況等を考慮し、会長が定める。

(傍聴の申込、傍聴者の決定)

第6条 傍聴を希望する者は、あらかじめ公表された方法にしたがい、会議の傍聴を申し込むものとする。

- 2 傍聴者は、申し込みした先着順に、会長がこれを決定する。なお、申し込み数が傍聴定員を超えた場合は、抽選により会長がこれを決定する。

(傍聴席)

第7条 傍聴席は、議長がこれを指定する。

(傍聴者の入場)

第8条 傍聴者は、会議場等に入場するときは、傍聴者であることを係員に示し、その指示に従わなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。
- 二 拡声器の類を携帯している者。
- 三 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者。
- 四 はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者。
- 五 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。（事前に会長の許可を受けた者を除く。）
- 六 酒気を帯びている者。
- 七 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者。

(傍聴者の遵守事項)

第10条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 三 会議場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 会議場における写真撮影、録画及び録音はしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- 五 会議場内では、携帯電話等の電源をきること。
- 六 その他会議場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第11条 議長は、傍聴者がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

2 議長は、第2条ただし書の規定により審議会の会議を非公開としたときは、傍聴者を退場させるものとする。

(報道関係者の取扱)

第12条 報道関係者は、第5条及び第6条の規定に関わらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第7条から第10条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、議決の日から施行する。